

○かすみがうら市企業立地促進融資利子補給要綱

平成21年9月28日

告示第82号

改正 平成24年3月27日告示第87号

平成26年3月31日告示第35号

平成29年3月31日告示第55号

平成30年2月28日告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、茨城県工場等立地促進融資制度要項（平成17年4月1日施行）による茨城県工場等立地促進融資（以下「県工場等立地促進融資」という。）を受けた者の経済的負担を軽減し、本市における産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、県工場等立地促進融資に係る利子支払額に対する利子補給金（以下単に「利子補給金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) かすみがうら市企業立地促進条例（平成21年かすみがうら市条例第28号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する企業の立地に必要な土地、家屋及び償却資産の取得をするため県工場等立地促進融資を受けた者
- (2) 条例第7条に規定する指定を受けた者
- (3) 市税の滞納がなく必要な申告義務を怠っていない者

(利子補給金の額及び交付期間等)

第3条 利子補給金の額は、予算の範囲内において、当該年度の4月1日（以下「基準日」という。）における県工場等立地促進融資の融資元金残高に100分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額) とする。

- 2 利子補給金の交付を受けることができる期間は、当該県工場等立地促進融資の実行を受けた日から起算して5年後の日前で直近の基準日までとする。ただし、繰上償還により償還期間が5年未満となった場合は、繰上償還により変更された償還期限の日の直前の基準日までを交付期間とする。
- 3 前2項に規定する利子補給金の交付期間を通算した総額については、3,000万円を上限とする。

(交付申請手続)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、各年度の初日から市長が別に定める日までの間に企業立地促進融資利子補給申請書兼同意書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類(第1号から第3号までに掲げる書類にあっては初年度のみ)を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、申請書を提出できる期間は、当該県工場等立地促進融資の実行を受けた日から起算して1年間とする。

- (1) 県工場等立地促進融資に係る事業計画書の写し
  - (2) 県工場等立地促進融資に係る融資対象認定書の写し
  - (3) 県工場等立地促進融資に係る融資償還予定表及び金銭消費貸借契約書の写し
  - (4) 県工場等立地促進融資の対象となる施設の位置図
  - (5) 前4号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書及び書類の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定し、その結果を企業立地促進融資利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。
  - 3 前項に規定する利子補給金の交付の決定については、次に掲げる条件を付することとする。
    - (1) 基準日において県工場等立地促進融資の償還金を滞納していないこと。

(2) 基準日において市税を滞納していないこと。

(交付の請求)

第5条 利子補給金交付の決定を受けた者は、基準日から起算して20日以内に企業立地促進融資利子補給金交付請求書(様式第3号)に基準日における県工場等立地促進融資残高を証する書類を添えて提出しなければならない。

(各年度の交付額の確定)

第6条 市長は、前条に基づく請求があった場合には、内容を審査し、利子補給金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき当該年度の利子補給金の額を確定し、第 年度企業立地促進融資利子補給金確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(利子補給金の返還)

第7条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る利子補給金支給の決定を取り消し、及び既に支給した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。

(2) 条例第11条の規定により支援措置の適用を取り消され、又は停止されたとき。

(3) 県工場等立地促進融資制度要項に違反し、当該融資を打ち切られたとき。

(調査及び指導)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、利子補給金を受け取ることとなったものに対して、改善のための指導及び調査をすることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めのないものについては、かすみがうら市補助金等交付規則(平成17年かすみがうら市規則第39号)の定めるところによるものとし、その他この告示の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年9月28日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成35年3月31日限りその効力を失う。ただし、その日までに第4条の規定による交付申請を行った者については、なおその効力を有する。

附 則 (平成24年3月27日告示第87号)

この告示は、平成24年3月27日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第35号)

この告示は、平成26年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第55号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日告示第12号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。